

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	特定建築材料を使用している建築物の解体等作業における規模要件等の撤廃
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課 電話番号: 03-5521-8293 e-mail: kanri-kankyo@env.go.jp
評価実施日	平成18年3月31日
政策目的	石綿が使用されている建築物の解体等作業における特定粉じんの飛散を防止する措置の強化
規制の内容	建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する耐火建築物又は準耐火建築物のうち、一定規模(延べ面積500m <sup>2</sup> かつ特定建築材料の使用面積の合計50m <sup>2</sup> )以上の解体等作業を規制対象としていたものから、建築物の類型や規模要件の制限を撤廃し、特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業を規制対象とするもの 根拠条文 大気汚染防止法施行令第3条の4
期待される効果	規制対象の規模要件等を撤廃することにより大気環境への石綿の飛散防止の強化が図られることが期待できる。また、大気汚染防止法の規制対象と、既に労働者のばく露防止の観点から規制を実施している労働安全衛生法及び石綿障害予防規則の規制対象との間でほぼ整合が図られることになる。
想定される負担	特定建築材料を使用している建築物の解体、改造又は補修する際、事業者は、規模要件等にかかわらず大気汚染防止法の届出義務及び作業基準の遵守義務等を負うことになる。ただし、労働者ばく露防止の観点から労働安全衛生法及び石綿障害予防規則により、届出及び作業基準の遵守が規模要件等にかかわらず、既に義務づけられていることから、事業者の負担はそれほど大きなものにはならないと考えられる。 また、行政においては、届出の審査業務が増えるほか、事業者が作業基準を遵守しているか等について指導する必要がある。
想定できる代替手段との比較考量	代替案として、規制ではなく、大気環境への飛散防止についてガイドラインを示して事業者や業界の自主的な対応を促す施策も考えられるが、この場合は、規制に比べて実効性に欠ける。また、規模要件未滿等の建築物において、石綿障害予防規則では規制対象となり、大気汚染防止法では規制対象とならないという不整合な状態が継続することになる。 いったん飛散した石綿による環境汚染対応や近隣住民の健康被害対応への社会的コストは膨大なものになるため、大気環境への飛散を未然防止する観点並びに労働安全衛生法及び石綿障害予防規則と整合させる観点から、事前届出、作業基準の遵守といった規制の対象に追加することが効果的であると考えられる。
備考	建築物の解体等における石綿飛散防止検討会の報告書(平成17年11月)において、以下のとおり規模要件等の撤廃を行うことが適当と考えられている。 「(延べ面積)「500m <sup>2</sup> 以上」という要件については、規制強化を図るとともに、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則(規模要件はない)との整合性を図るために、撤廃することが適当と考える。」 「(特定建築材料の使用面積の合計)「50m <sup>2</sup> 以上」という要件については、規制強化を図るとともに、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則(規模要件はない)との整合性を図るために撤廃することが適当と考える。」 「「建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物」という限定については、規制強化を図るとともに、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則との整合を図るためにこの限定を撤廃し、単に「建築物」とすることが適当と考える。」
レビュー時期	平成23年2月末までに行う。

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	大気汚染防止法の特定建築材料の追加
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課 電話番号: 03-5521-8293 e-mail: kanri-kankyo@env.go.jp
評価実施日	平成18年3月31日
政策目的	石綿が使用されている建築物の解体等作業における特定粉じんの飛散を防止する措置の拡充
規制の内容	大気汚染防止法において、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料として、既に指定されていた吹付け石綿に加え、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を追加指定するもの 根拠条文 大気汚染防止法施行令第3条の3
期待される効果	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材は、解体等に当たって機械による破碎等が行われた場合には、吹付け石綿と同じような飛散が生じるとされている。これらの石綿を含有する建築材料を規制対象に追加することにより、大気環境への石綿の飛散防止の拡充が図られることが期待できる。また、大気汚染防止法の規制対象と、既に労働者のばく露防止の観点から規制を実施している石綿障害予防規則の規制対象との間では整合性が図られることになる。
想定される負担	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している建築物を解体、改造又は補修する際、事業者は、大気汚染防止法の届出義務及び作業基準の遵守義務等を負うことになる。ただし、労働者ばく露防止の観点から石綿障害予防規則により、届出及び作業基準の遵守が既に義務づけられていることから、事業者の負担はそれほど大きなものにはならないと考えられる。 また、行政においては、届出の審査業務が増えるほか、事業者が作業基準を遵守しているか等について指導する必要がある。
想定できる代替手段との比較考量	代替案として、規制ではなく、大気環境への飛散防止についてガイドラインを示して事業者や業界の自主的な対応を促す施策も考えられるが、この場合は、規制に比べて実効性に欠ける。また、同様な建築材料において、石綿障害予防規則では規制対象となり、大気汚染防止法では規制対象とならないという不整合な状態が継続することになる。いったん飛散した石綿による環境汚染対応や近隣住民の健康被害対応への社会的コストは膨大なものになるため、大気環境への飛散を未然防止する観点及び石綿障害予防規則と整合させる観点から、事前届出、作業基準の遵守といった規制の対象に追加することが効果的であると考えられる。
備考	建築物の解体等における石綿飛散防止検討会の報告書(平成17年11月)において、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材については、以下により見直し等を行うことが適当と考えられている。 「これらの建築材料は、解体等に当たって機械による破碎等が行われた場合には、石綿含有吹付け材と同じような飛散が生じるとされていること、及び既に石綿障害予防規則第5条の届出の対象となっており、これとの整合性を図ることから、対象に加えて規制を強化する。」
レビュー時期	平成23年2月末までに行う。